

事業評価書（事前）

事務事業名		国民生活金融公庫の新規開業貸付等における保証人徴求特例措置の拡充
事務事業の概要	(1)目的	経営基盤が脆弱で信用力が乏しい生活衛生関係営業の新規開業者等を支援し、もって創業の促進及び雇用の創出を図る。
	(2)内容	担保提供や保証人を立てることがとりわけ困難となっている経営基盤が脆弱で信用力が乏しい新規開業者等を支援し、もって創業の促進及び雇用の創出を図り、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的とする新規開業支援貸付等の保証人徴求の特例措置を拡充するために要する資金を国民生活金融公庫に出資する。 (主な拡充の内容) ・リスク上乗せ金利の一部軽減 貸付利率＋リスク上乗せ金利（1.5%を0.5%引下げ） ・貸付限度の拡充 150万円 550万円 ・取扱期間 平成14年3月31日 5年間延長(平成19年3月31日) 要求額 700百万円
	(3)達成目標	創業の促進及び雇用の創出を図る。
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、官民の役割分担、緊要性の有無〕 国民生活金融公庫は、民間金融機関から融資を受けることが困難な小規模事業者、生活衛生業者等に対し必要な資金の供給をすることを目的としている。本事業は、最近の雇用情勢及び景気の悪化に対応し、担保提供や保証人を立てることがとりわけ困難な新規開業者等を支援するため、新規開業等を行う際の貸付利率の軽減等を行うものであり、創業の支援及び雇用の創出の面から緊要性の高い事業である。
	(2)有効性	〔今後見込まれる効果〕 本事業は、最近の雇用情勢及び景気の悪化に対応し、担保提供や保証人を立てることがとりわけ困難な新規開業者等を支援するため、新規開業等を行う際の貸付利率の軽減等を行うものであり、創業の支援及び雇用の創出の面から効果がある。
	(3)効率性	「効果と費用との関係に関する分析」 費用：新規開業支援貸付等の保証人徴求の特例措置を拡充するために要する資金のうち生活衛生資金貸付分として7億円を国民生活金融公庫に出資する。 効果：創業の促進及び雇用の創出に効果がある。 「手段の適正性」 本事業は、最近の雇用情勢及び景気の悪化に対応し、担保提供や保証人を立てることがとりわけ困難な新規開業者等を支援するため、新規開業等を行う際の貸付利率の軽減等を行うものであり、創業の支援及び雇用の創出の面から緊要性が高く、効果が高い事業である。
	(4)その他 (公平性・優先性など)	「改革先行プログラム」(平成13年10月26日経済対策閣僚会議決定)において、「雇用・中小企業に係るセーフティネットの充実」に盛り込まれており、早急に実施することとされているところである。
関連事務事業		なし
特記事項		「各種政府決定との関係及び遵守状況」 「改革先行プログラム」(平成13年10月26日経済対策閣僚会議決定)において、「雇用・中小企業に係るセーフティネットの充実」に盛り込まれており、早急に実施することとされているところである。
主管課及び関係課		(主管課)健康局生活衛生課